

しんきん個人ローン

令和8年9月15日現在

項 目	内 容										
商品名	しんきん個人ローン										
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 ・年齢が満18歳以上の方 ・安定継続した収入がある方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方										
お使いみち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ①お申込人またはお申込人の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ※お申込日時点で、お支払後1か月以内に限り払込済み資金も対象となります。 ②お申込人が①を用途として当金庫から借入れた消費者ローン（借換直前3か月の約定返済で、3営業日以上以上の履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ＜対象外となる資金のお使いみち＞ <table border="1"> <tr> <td>株式取得資金</td><td>自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含みます</td></tr> <tr> <td>投機的な性格の資金</td><td>ギャンブル等に用いられる資金も含みます</td></tr> <tr> <td>税金支払資金</td><td>例外として、当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします</td></tr> <tr> <td>転貸資金</td><td>お申込人から第三者への転貸資金</td></tr> <tr> <td>旧債返済資金</td><td>上記②に該当するものは除きます</td></tr> </table> ※事業性資金にはご利用できません。	株式取得資金	自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含みます	投機的な性格の資金	ギャンブル等に用いられる資金も含みます	税金支払資金	例外として、当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします	転貸資金	お申込人から第三者への転貸資金	旧債返済資金	上記②に該当するものは除きます
株式取得資金	自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含みます										
投機的な性格の資金	ギャンブル等に用いられる資金も含みます										
税金支払資金	例外として、当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします										
転貸資金	お申込人から第三者への転貸資金										
旧債返済資金	上記②に該当するものは除きます										
お借入金額	1万円以上500万円以内（1万円単位）										
お借入期間	3か月以上10年以内										
お借入方法	証書貸付によりお借入れいただきます。										
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6か月以内） 元金返済据置期間はお利息のみのご返済となります。 お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、第1回返済日以後1か月毎の応当日（約定返済日）に、指定預金口座から自動振替により、お利息とともにご返済いただきます。 （1）元利均等毎月返済・元金均等毎月返済 （2）ボーナス時増額返済併用（年2回、6か月ごとに増額返済） ただし、ボーナス返済元金総額は、お借入金額の50%以内（1万円単位）といたします。 ※「来店不要型」にてお申し込みの場合は、元利均等毎月返済（またはボーナス時増額返済併用）でのお取扱となります。										
お借入利率	固定金利										
お利息の計算方法 （付利単位100円）	元利均等返済：月割計算となります。1年を12か月とした月割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 （1）お借入日から第1回返済日までの期間の約定利息 （2）繰上返済の場合の未収利息 （3）延滞損害金 元金均等返済：日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 （1）繰上返済の場合の未収利息 （2）延滞損害金										
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。										
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）										

個人ローン

商品概要説明書

項 目	内 容
団体信用生命保険	本ローンには団体信用生命保険の付保はありません。
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証いたしますので、保証人や担保は不要です。
保証料	当金庫が負担いたします。
手数料	・お借入実行時、証書貸付用紙代 550 円（消費税込）を申し受けます。 ・ご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料 5,500 円（消費税込）を申し受けます。ただし、変更時点のお借入残高が 10 万円未満の条件変更については、手数料が無料となる場合があります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9 時～17 時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか 1 店舗に限ります。 ・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 ・当金庫でのお借入れが合計 700 万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となることが必要です。 ・本ローンのお申込みを含めて、一般社団法人しんきん保証基金取扱の保証残高は 3,000 万円を限度とします。なお、住宅ローン・保険ローンは保証残高に含まれません。 ・ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。 ・本ローンは、スマートフォン、インターネットからの WEB 仮審査申込みや、仮審査申込書による FAX 申込等非対面での受付ができる商品です。 「来店型」にてお申し込みの場合、正式なお借入れのお申込みおよびご契約は諾否結果通知後、営業店窓口等において対面式で行います。 「来店不要型」にてお申し込みの場合、正式なお借入れのお申込みおよびご契約は諾否結果通知後に郵送で行うため、ご融資実行までの契約手続きをご来店することなく完了できます。 ※「来店不要型」とは、スマートフォン、インターネットからの WEB 仮審査申込を行い、正式申込・契約の手続きは郵送で必要な書類の授受を行うことにより、ご来店することなく完了できるローンです。 ※「来店不要型」は当金庫に普通預金口座をお持ちの方が対象となります。当金庫に普通預金口座をお持ちでない方はお借入れ希望店舗にて口座開設が必要となります。 ※「来店不要型」は契約手続きを郵送で行うため、仮審査申込みからご融資実行までに 2 週間～3 週間程度のお時間が必要となりますので、あらかじめ余裕を持ってお申込みください。 お急ぎの場合は「来店型」にてお申込みいただくことをおすすめいたします。